

【研究ノート】

小田原北条氏と本光寺の関係
— 大徳寺龍泉派寺院への関与について —

梯

弘

人

【研究ノート】

小田原北条氏と本光寺の関係

— 大徳寺龍泉派寺院への関与について —

梯 弘 人

【キーワード】

小田原北条氏 大徳寺関東龍泉派 本光寺 住持職輪番制

【要旨】

本稿は小田原北条氏と、大徳寺関東龍泉派（以下、関東龍泉派）に属する本光寺の関係についての考察である。

先行研究によって、北条氏が関東龍泉派へ保護を行っていた様子が明らかにされている。本稿では北条氏からの保護に加えて、保護の前提となる宗教的なつながりや、北条氏による権力的な関与について検討した。

第一に、北条氏による本光寺への保護についてその処遇を通して確認した。本光寺は北条氏から所領を寄進され、不入の特権と役員担の免除を認められるなど、保護を受けていた様子が見受けられた。

第二に、北条氏からの保護の前提となる、北条氏と本光寺の宗教的なつながりを確認した。本光寺では、開基である北条為昌のために施餓鬼会と年忌法要を行っていた。法要執行に際し、為昌の菩提者である北条氏規により財政的援助がなされていた。また、本光寺は北条氏当主への祈祷を行っていたと推測される。

最後に、本光寺の住持職をめぐる交渉をとおして、北条氏による関東龍泉派への権力的な関与について確認した。関東龍泉派による住持職継承は自明のものではなく、交渉の結果北条氏から認められたと推測される。

はじめに

本稿は、小田原北条氏と臨済宗の大徳寺関東龍泉派（以下、関東龍泉派）に属する本光寺との関係を検討するものであり、北条氏と関東龍泉派との関係を考察する一助とするものである。

本光寺は、鎮城山を山号とする小田原城下に建立された寺院である。北条氏一門の為昌を開基とし、開山に関東龍泉派の僧侶、大室宗碩を迎えている。その後、小田原合戦により一度廃寺同然となるが、江戸へ移転し、種徳寺として再興されている^①。

本光寺が属する関東龍泉派については、岩崎宗純氏により北条氏の菩提寺早雲寺と、関東龍泉派の発展の様子が明らかにされている^②。すなわち、関東龍泉派は陽峰宗韶を始祖とする大徳寺派の一流派として、北条氏を檀越に持ち、早雲寺を拠点に関東へ教線を広げた。早雲寺の末寺群は、北条氏一族の菩提寺によって構成されていた。早雲寺開山の以天宗清は蜷川氏の出身で伊勢宗瑞と俗縁があった、北条氏とのゆかりの深い人物である。

このような岩崎氏の議論を受けて、長谷川幸一氏は北条氏康の宗教政策を述べる中で、関東龍泉派との関係について触れている^③。早雲寺塔頭となつている寺院の多くが、氏康の時代に成立していることから、早雲寺が氏康によつて、一族の菩提寺として確立されたことを明らかにした。以上のとおり岩崎氏・長谷川氏は、北条氏が関東龍泉派の保護を行っていたことを指摘している。しかし、北条氏による権力的な関与については述べられていない。

他方、長谷川氏は今川氏による宗教政策についても検討している^④。今川氏の寺院に対する政策として、宗教勢力に対する権力的な関与があつ

たことを指摘し、それを宗教統制と評価する。

すなわち、今川氏は特定の寺院に対し保護を与えていたが、その前提として、寺院との間に宗教的なつながりが必要とされた。くわえて、菩提寺の人事に関して発言力を有し、当主が帰依する高僧を住持に招き、今川氏一族が僧として菩提寺へ入るなど、寺院への影響力を強めた。そして、菩提寺の一つである臨済宗妙心寺派の臨済寺を頂点に、領国内の臨済宗寺院の本末体制に関し、整備を行っている。

それでは、今川氏の宗教統制にあたる権力的な関与は、北条氏と関東龍泉派の間に存在したのであろうか。この疑問について本光寺に伝来した「本光寺文書」を中心に考えていきたい。

「本光寺文書」は、本光寺が北条氏から受給した文書を中心に構成される。例えば、寺領の寄進状や寺領支配の関連文書、本光寺の修理料の寄進状、北条為昌の菩提供養料にまつわる文書、本光寺から北条氏当主へ贈った抹茶への礼状、本光寺の住持選定に関する文書、本光寺が北条氏から受給した文書の目録などが含まれる⁽⁵⁾。

本稿ではまず、北条氏による本光寺への保護の様子を、その処遇をとおして確認する。次に、保護の前提となる北条氏と関東龍泉派の宗教的なつながりに関し、北条為昌の菩提供養と北条氏当主への抹茶の贈答の事例を見る。さらに、北条氏からの権力的な関与について、本光寺開山である大室宗碩の後継者選定の状況をとおして考察する。

一 北条氏による本光寺への処遇

本節において、北条氏による本光寺への保護についてその処遇をとおして確認する。検討する史料として、北条氏が本光寺へ宛てた文書と永禄二年(一五五九)にまとめられた『小田原衆所領役帳』(以下『役帳』⁽⁶⁾)

に着目する。あわせて、関東龍泉派の寺院群への処遇を確認し、本光寺への保護の状況を位置付ける。

まず、関東龍泉派の寺院への処遇に関する文書史料を確認する。北条氏が寺領を寄進したことが分かる文書からみていこう。

〈史料一〉北条氏康判物⁽⁷⁾

就当寺建立、相州西郡下中村内、上町分百貫文地、令寄進者也、仍状如件、

天文拾六⁽⁸⁾

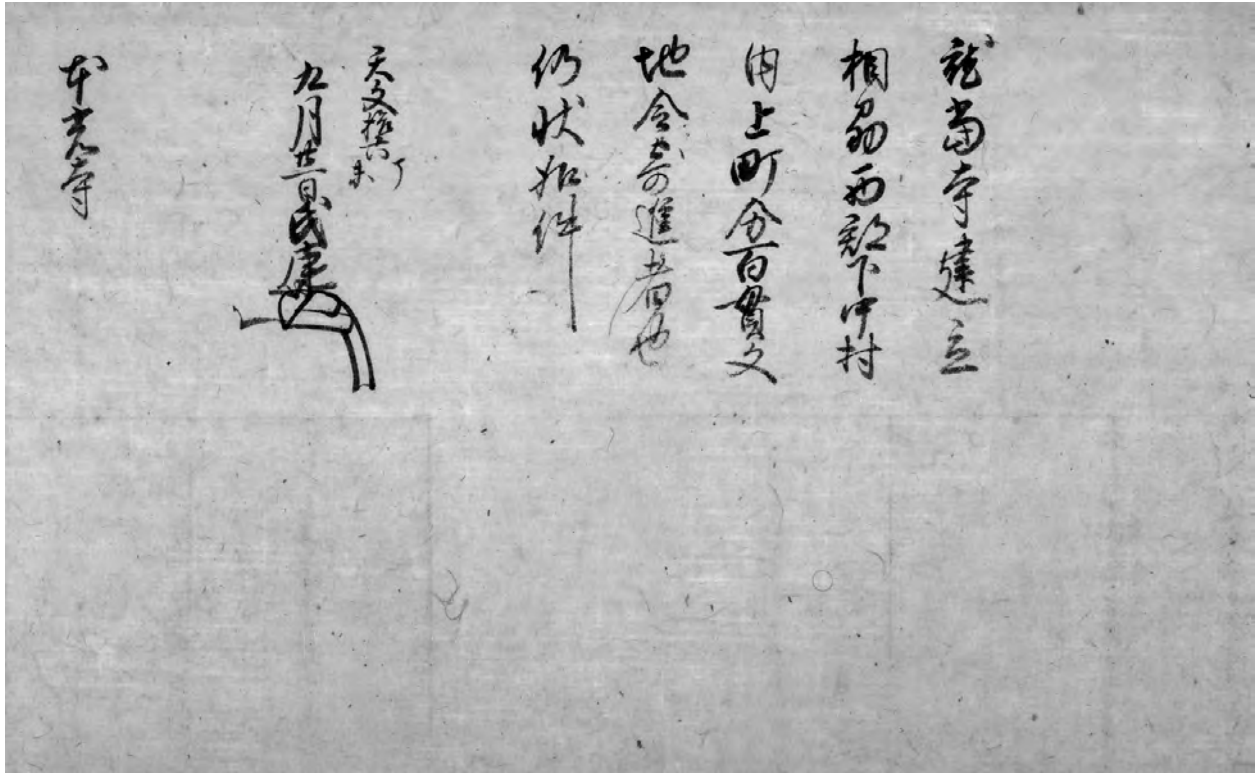
九月廿一日 氏康(花押)

本光寺

本史料は天文十六年(一五四七)、本光寺の建立に際して、氏康が本光寺へ寺領を寄進する旨伝えた判物である。氏康は相模国西郡下中村の上町分(小田原市上町)において、貫高百貫文の土地を寄進している。さらに、別の文書により、寺領へ不入の特権付与と反銭・棟別銭徴収の免除を認め、陣夫と定夫の供出を定めた⁽⁸⁾。あわせて、寺領とは別に、本光寺の修理料所を寄進している⁽⁹⁾。

ここで、北条氏による本光寺への処遇の位置づけを考えるため、関東龍泉派の早雲寺と大聖寺の事例を確認する。

最初に、本寺にあたる早雲寺への処遇をみていこう。早雲寺は伊勢宗瑞の菩提寺として、北条氏綱によって建立された寺院である。開山に以天宗清を迎え、関東龍泉派の中心となる寺院であった。



史料一 北条氏康判物

早雲寺には氏綱による寺領寄進状が残されている^⑩。天文四年（一五三
五）、土屋郷惣領分（平塚市土屋）と長塚村（小田原市永塚）が寄進さ
れた。所領の貫高の合計は、二一四貫九一九文であった。

続いて大聖寺の処遇を見てみよう。大聖寺は氏康の菩提寺として、北
条氏政によって建立された寺院である。開山に關東龍泉派の明叟宗普を
迎えている。大聖寺に対する処遇を示す史料は、次のとおりである。

〔史料二〕北条氏政判物^⑪

（封紙ウハ書）

「明叟和尚 侍衣閣下 平氏政」

為大聖院菩提所一院建立、住持職之事、奉任候、并相州西郡飯泉郷
肥田分百貫文地、令寄進候、諸役令停止候、於後代不可有相違者也、
仍状如件、

元龜三年九月三日 平氏政（花押）

明叟和尚

侍衣閣下

元龜三年（一五七二）、大聖寺建立にあたり氏政が明叟へ宛てた判物
である。氏政は住持職について明叟に任せると述べる。さらに、飯泉郷
肥田分（小田原市飯泉）のうちで、貫高百貫文の土地を寄進する旨約束
し、寺領に対する諸役免除の特権を認めた。

以上が、文書史料から確認できる、北条氏による關東龍泉派の寺院に
対する処遇である。

それでは、『役帳』における本光寺と早雲寺の寺領に関する記述から、両寺に対する処遇を見ていこう。

本光寺領は、所在地が史料一に記される上町分から沼代分（小田原市沼代）へと移転しているものの、一〇〇貫文の貫高を維持している。

一方早雲寺領は、所在地は同一であるが、所領の貫高は天文四年の時に異なり、任一七六貫九二〇文となっている。その原因として考えられるのは、氏康が相模国で実施した代替わり検地である。土屋郷近隣の新土今里（平塚市真土）の貫高は、天文十二年（一五四三）の検地により変更されている¹²。そのため早雲寺領の所領貫高変更は、新土今里と同様に、土屋郷においても検地が行われたためだと考えられるだろう。

ひるがえって、本光寺領の貫高は一〇〇貫文で維持されている。大聖寺領の貫高も同数値である。これらの状況に鑑みると、北条氏が意図を持って、本光寺領の貫高を維持していたと史料される。

以上のとおり、本光寺は北条氏から貫高一〇〇貫文の寺領と別途修理料所の寄進を受けた。あわせて、寺領へ不入の特権付与と反銭・棟別銭徴収の免除を認められた。そして、本光寺の寺領は『役帳』にも記載されている。その貫高は、寄進された時と同じ一〇〇貫文であることから、北条氏が寺領の貫高を固定していたものと考えられる。

二 北条為昌の菩提供養と当主への抹茶の贈答

本節において、保護の前提となる北条氏と本光寺の宗教的なつながりについて検証する。開基である北条為昌の菩提供養と北条氏当主への抹茶の贈答を通して確認を進めよう。

開基である為昌は北条氏康の弟で、玉繩城（鎌倉市）や小机城（横浜市）、河越城（埼玉県川越市）などを拠点に、北条領国東部の支配を分

担した人物であった。天文十一年（一五四二）に亡くなり、本光寺殿龍淵宗鉄大禅定門の戒名を贈られている¹³。

為昌には跡を継ぐ男子がおらず、その所領や家臣団は北条綱成、北条幻庵と大道寺盛昌に分割して継承された。後に氏康も旧領支配に携わっている。

彼らの内で綱成が為昌の菩提者となった。さらにその立場は、北条氏規へ引き継がれた¹⁴。氏規は氏康の正室の子で、綱成の女婿である。為昌の所領・家臣団のうち、綱成と氏康から三浦郡・三浦衆への支配権を受け継いでいる。

さて、為昌の菩提供養について史料に基づき確認をしていこう。氏規は、「本光院殿」の施餓鬼銭料所として、土肥吉浜（湯河原町吉浜）を指定した¹⁵。土肥吉浜は為昌の旧領で、氏規に引き継がれた所領であったとみられている。

また、本光寺では施餓鬼会のほかに、為昌の年忌法要も執り行なわれたと考えられる。それを示すのが次の史料である。

〈史料三〉 北条氏規朱印状¹⁶

毎年定施餓鬼銭并霊供米銭書出

式貫文 施餓鬼銭

但、卯歳一廻土肥吉浜可出、従辰歳上中村岩倉分より可出

参貫文 御霊供米銭

此米拾式俵、但三斗六升俵々別二百五十文宛、十二月分 一ヶ月

一俵宛

以上五貫文

右、毎年之御定代物上中村岩倉分、下中村¹⁷寺領之内有之田畠之



史料三 北条氏規朱印状

内を以、毎年可有直納、但納法之事者年別随国法、御所務可被成之、少も不可有非儀候者也、仍如件、

永禄十年 (真実) 朱印

十月十二日 南条因幡守

奉之

本光寺

本史料は、氏規が本光寺へ施餓鬼銭と霊供米銭の料所を指定した朱印状である。仏事に必要な施餓鬼銭は二貫文、霊供米銭は三貫文、あわせて五貫文であった。そのうち霊供米銭は、本光寺において作成された文書目録の中で「年忌銭」と認識されていると推測しうる。そのため、霊供米銭は、為昌の年忌法要の費用をまかなうものであったと考えられる。氏規は施餓鬼銭の料所を永禄十年(一五六七)は土肥吉浜に設定し、同十一年(一五六八)以降は上中村岩倉分(中井町岩倉)に定めた。同様に霊供米銭の料所を本光寺領の下中村(小田原市沼代)とした。これらの所領も為昌の旧領であったとされる。そして、朱印状の奉者として南条昌治が見える。彼は為昌の旧臣で、氏規に引き継がれた人物であったと考えられている。

引き続き氏規と昌治は、天正元年(一五七三)の霊供銭と施餓鬼銭の収納遅延について対応している¹⁸⁾。これらの料所として、氏規の所領である平井郷(静岡県函南町)が設定されていたが、数年来平井郷の退転により、これまで霊供銭の収納が滞っていた。氏規は過去の遅延分について半分収納を認め、あわせて年明けに中村下岩倉(中井町岩倉)から五貫文収納することを認めている。

以上、本光寺による為昌の供養について確認を行った。本光寺では為昌のために施餓鬼会と年忌法要を行っていたことが分かった。為昌の菩提者である氏規が、自身の所領を仏事費用の料所として設定していた。また、仏事の費用の収納遅延に際しては、氏規と南条昌治が対応にあたり、これらことから、本光寺での仏事執行に対し、北条氏からの援助があったことがうかがわれる。

また、北条氏と本光寺の宗教的なつながりは、為昌の菩提供養ばかりではなかった。次に示すのは、本光寺からの抹茶贈答に関する史料である。

〈史料四〉北条氏直書状¹⁹⁾

芳翰披見、殊一合并抹茶到来令賞翫候、委曲重而可申候、恐々謹言、

(天正十二年)

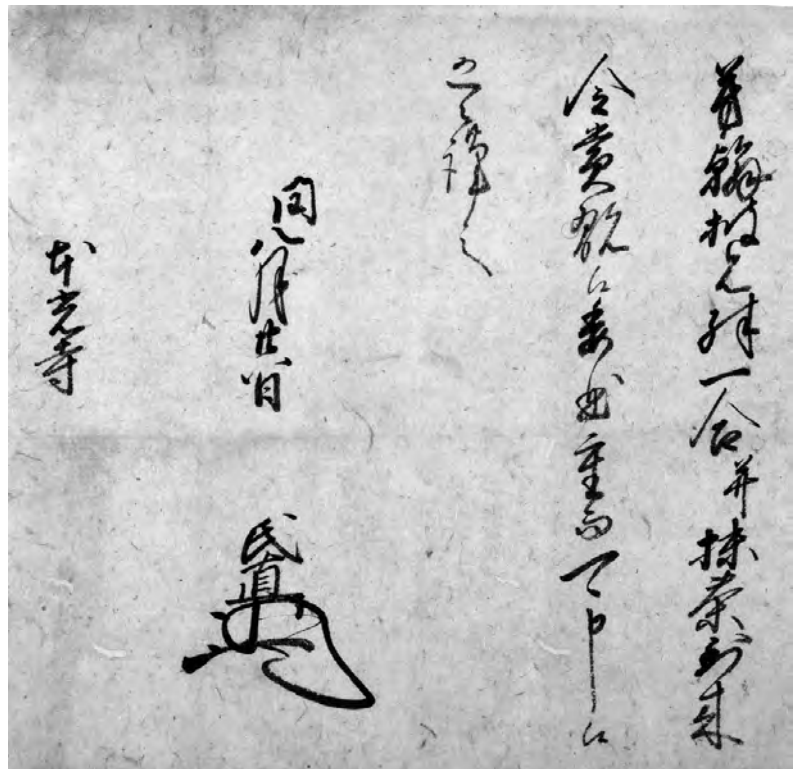
閏八月廿八日

氏直 (花押)

本光寺

本史料は、本光寺から送付された「一合」と抹茶に対する、北条氏直の礼状である。氏直は上野国の沼田城(群馬県沼田市)に向けて出陣中であつたとみられる。同様に陣中の氏政・氏直へ本光寺が送付した「一合」と抹茶に対する礼状も存在する²⁰⁾。

この抹茶は陣中見舞いとみられる。抹茶は、茶葉の状態と比べて劣化が早い。通常であれば飲用する直前に茶臼を使って、茶葉を抹茶に加工する。しかし、戦場まで茶臼を持参するのは困難であるため、あらかじめ



史料四 北条氏直書状

め抹茶に加工したものを送付したと推測される。

このように寺院が出陣中の武士へ抹茶を送付する事例として、長尾景長へ鏝阿寺千手院が抹茶を送付する事例²¹⁾と、成田氏長へ聖天院が抹茶を送付する事例²²⁾が存在する。これら二つの事例では、寺院が出陣中の武士に対し、巻数とともに、抹茶を送付している。

また、出陣中に茶を飲用したことが分かる史料として、北条氏繁が記した故実書「出陣次第」²³⁾が存在する。出陣中に茶を飲む場面として、忌むべきことに出会った場合、穢れを祓うため、酒や茶を沸かして飲むと

記されている。

このように、出陣中の武士に対して寺院が抹茶を送付する際には寺院において祈祷が行われ、戦場においては穢れを祓うため茶が飲用されていたと推測される。これらの事例に鑑みると、本光寺も抹茶送付とあわせて、出陣中の北条氏当主のための祈祷を行っていた可能性を指摘できるだろう。

以上のとおり、北条氏の保護の前提となる、本光寺との宗教的なつながりについて確認した。本光寺において、為昌のための施餓鬼会と年忌法要が営まれていた。これらの供養に対し、為昌の菩提者である氏規が援助していたことが明らかとなった。また、出陣中の北条氏当主に対し、抹茶の贈答に合わせて本光寺において祈祷が行われたことが推測できる。

三 大室宗碩の後任住持選定

本節では、北条氏による関東龍泉派への権力的な関与について、大室宗碩の後任住持の選定過程をとおして考察する。

はじめに、後継者選定の全体の流れを確認する。次に、後継者選定における早雲寺住持の南岑宗菊と北条氏康の交渉の位置づけを考える。最後に、本光寺の住持継承のありかたを明らかにし、北条氏との関係を考察する。

(1) 後継者選定の流れ

本光寺開山の太室宗碩は、関東龍泉派の僧侶であり、以天宗清の弟子にあたる。早雲寺二世住持を経て、天文七年（一五三八）十一月三日に大徳寺九十三世住持となっている。そして、天文十六年に北条氏康を檀

越として、本光寺を開いた。

それでは、大室後任の本光寺住持選定をめぐる交渉の様子を確認していこう。永禄元年（一五五八）七月、北条氏康と早雲寺四世住持、南岑宗菊との間で、大室宗碩の後継を定めるための交渉が行われた。状況を示すのが次の二点の史料である。

〔史料五〕北条氏康判物⁽²³⁾

本光寺住持職之事、可被任貴意候条如件、

永禄元年^{庚午}

七月十二日 氏康（花押）

早雲寺

衣鉢各下⁽²⁴⁾

〔史料六〕北条氏康判物⁽²⁵⁾

本光寺之事、於大室和尚以後、徒弟衆可為輪番持之由、任尊意候、寺領等之儀、不可有相違之状如件、

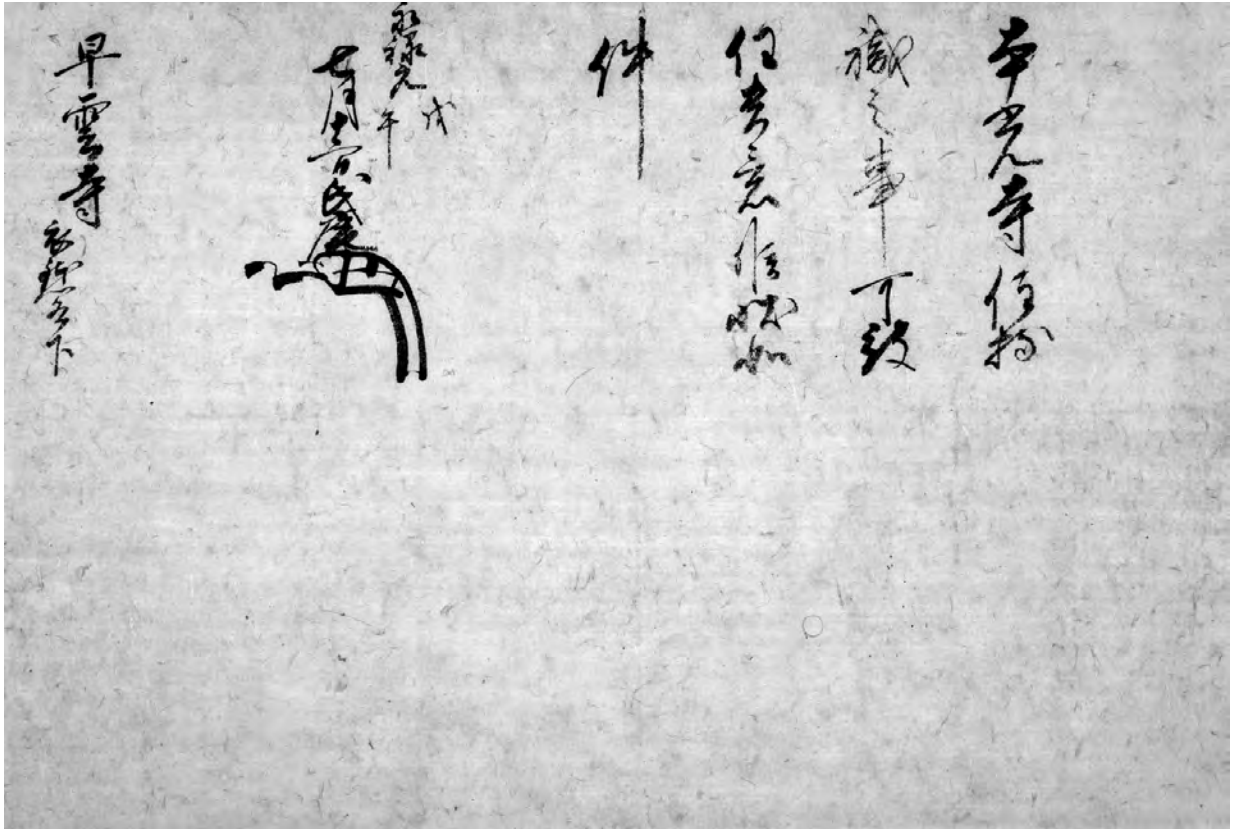
永禄元年^{庚午}

七月廿二日 氏康（花押）

早雲寺

衣鉢禪師

これらの史料は氏康が南岑との間で交わした判物である。七月十二日に氏康は本光寺の住持について、南岑の意向に任せることを認めた。そ



史料五 北条氏康判物



史料六 北条氏康判物

の十日後の同月二十二日氏康は、本光寺につき「尊意」に基づいて大室宗碩以後は徒弟衆の輪番制と定めた。さらに、寺領とそれに付随する特権について、そのまま引き継ぐことを認めた。

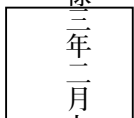
大室の死後、実際に北条氏が新たな住持を任命した史料は次のとおりである。

〈史料七〉北条家朱印状⁽²⁶⁾

本光寺住持職之事、任和尚御遺言筋目、初首座可有住、其外寺内之仕置等、長老被仰置如筋目、万事栖徳寺可有意見、然者衆中一人も無異儀在寺肝要候、是則被対旦那中、各被重可為意趣状如件、

(虎朱印)

永禄三年二月九日



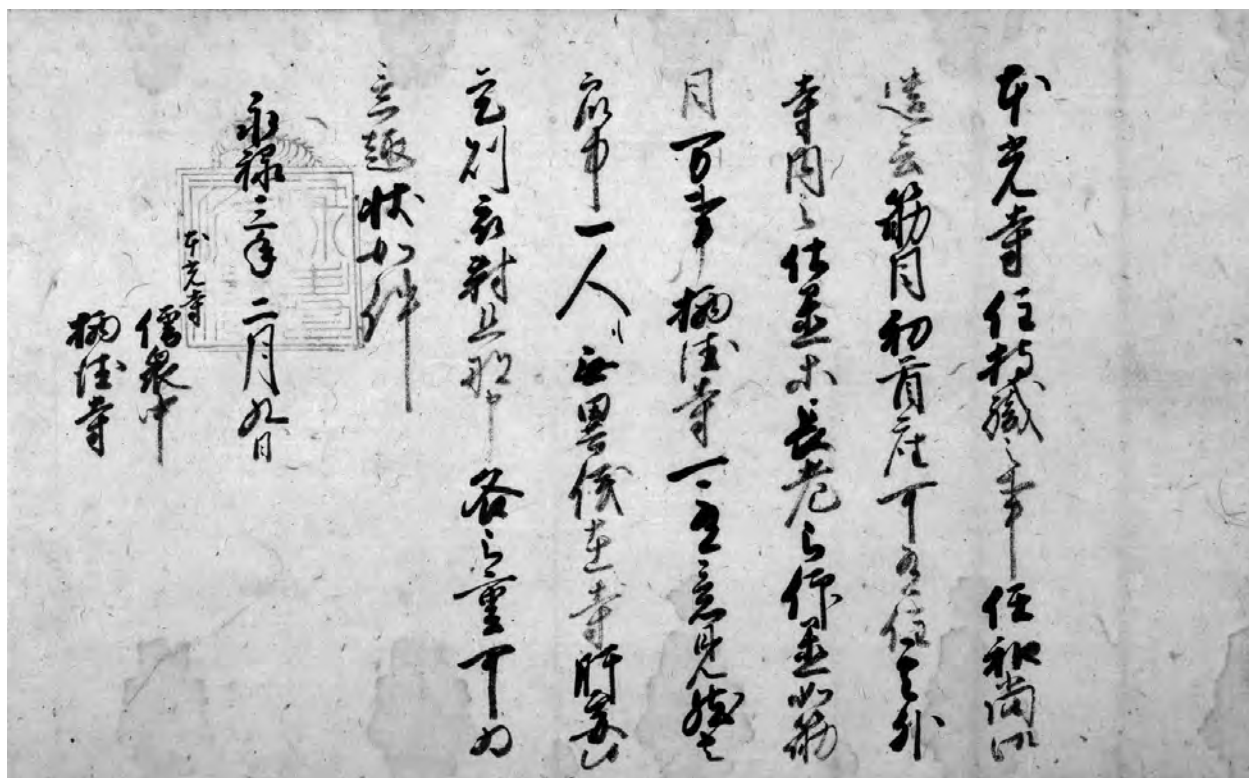
本光寺

僧衆中

栖徳寺

大室は永禄三年（一五六〇）正月二十二日に示寂した。同年二月九日、史料七をもって北条氏政は、新たな本光寺住持として大岫宗初を任命した。大岫を住持に任命した根拠は、「和尚」の遺言であった。あわせて、本光寺の運営について「長老」の仰せ置いた筋目のとおりに行なわれるよう、栖徳寺の住持である明叟宗普へ寺院運営の助言を命じている。そして、衆僧のうち一人も異議無く本光寺に在寺することが、檀越である北条氏の意向にかなうことであると述べる。

なお、大徳寺派において「和尚」と「長老」は、大徳寺住持経験者を



史料七 北条家朱印状

指す言葉である。したがって、遺言や仰置きを残したのは大室と考えられる。その遺言は、早雲寺に写が残されている。「本光寺定置事」として住持、納所以下十名の衆僧の名前が記される。彼らが史料七において宛所となる本光寺僧衆であると考えられる。

このように北条氏は、本光寺二代住持を大室の遺言に基づいて任命した。そして、史料七中にみえる大岫と明叟は、ともに大室の弟子である。彼ら大室の法系に属する僧侶たちによって、本光寺の運営が担われることとなったと思料される。

以上が、本光寺住持の後継をめぐる北条氏と関東龍泉派の交渉の顛末である。結果に注目するならば、大室の後任住持選定は、大室の意向が反映されたものであったと位置づけられるだろう。それでは果たして大室の意向だけで事態が進行したと言えるのだろうか。

その課題を考察するため、二つの点について検討する。一つは、北条氏と交渉を行った南岑の存在である。もう一つは、住持選定方法が徒弟衆の輪番制として定められたことの意義についてである。

南岑は、本光寺住持職について北条氏と交渉を始めた人物であった。その交渉の背景を跡付けることで、住持の人事をめぐる北条氏による関与のあり方を明らかにすることができるだろう。

そして、住持職の輪番制の特徴は、公平性を旨とする制度である点だ。関東龍泉派が属する臨濟宗では、寺院の私物化を戒め、特定の個人が専断することを防ごうとしていた。とりわけ住持職については、公平を期すために、門弟の評定をもとにした器量の仁を選定し、短期で交替する輪番制を取ることが多かったとされる²⁸⁾。

大徳寺においても、開山である宗峰妙超の徒弟衆による輪番制を採用している²⁹⁾。宗峰の法系に連なる僧侶たちが、一つの流派に偏ることなく、

交替で住持を務めていた。

このように、寺院の私物化を戒める輪番制が本光寺においても採用された。一方、本光寺の住持職は、大室の師弟という限られた関係の中で継承されている。この継承のあり方から、北条氏当主と本光寺の関係を考察する。

(2) 南岑宗菊による交渉について

本項では、本光寺二代住持選定における、北条氏康と南岑宗菊との交渉について考察する。

南岑は以天宗清の弟子にあたり、永禄八年(一五六五)六月一日、大徳寺の一〇世住持となる人物である。一方で、交渉が行われた時点で南岑は、僧侶の序列において大室宗碩よりも下であった。

僧侶の序列を考えた場合、大室が後任の人事について北条氏と交渉を行うことも想定しうる。それにも拘わらず、南岑が北条氏と交渉を行っている。その理由は彼が早雲寺住持、すなわち関東龍泉派の代表であったからだろう。

南岑に対して氏康は史料五をもって、南岑の意向に基づいて本光寺住持の選定を行うことを認めている。裏を返せば、本光寺住持を関東龍泉派の人物が継承すること自体、自明な事柄ではなかったと推測できる。すなわち、氏康には南岑以外の人物の意向を基に、住持選定を行う可能性があったのではないだろうか。例えば氏康自身の意向である。

その推測の根拠として、氏康が帰依する高僧を寺院に招いた事例が存在する。天文十八年(一五四九)、臨濟宗円覚寺の塔頭である帰源庵へ、その末寺の養竹院から奇文禅才を中興開山として招いている。

南岑はこのような檀越による高僧招へいの可能性を断ち切るため、氏

康と交渉を行った。その結果として、関東龍泉派による本光寺継承が認められたと位置づけられるだろう。

(3) 徒弟衆の範囲について

本項では、史料六に着目し、本光寺を継承する「徒弟衆」をどのように理解するのが妥当であるか検討する。

その理解には二つの可能性が存在し、どのように解釈するかによって、大室宗碩が後任の住持を遺言で指名することの意義に差異が生じる。一つは以天宗清の徒弟衆、つまり関東龍泉派全体という可能性である。もう一つは大室の徒弟衆という可能性である。

まず、一つ目の可能性に基づくならば、関東龍泉派全体で本光寺を維持するという事態が想定される。すなわち、大室の法系の僧侶とともに、南岑の法系の僧侶にも本光寺住持に就任する資格があったことになる。

しかし史料七において北条氏は、大室の遺言によって、大室の弟子が住持職を継承することを定めた。あわせて、本光寺の運営を大室の法系の僧侶たちに命じている。これらの対応は、南岑の法系を排除した措置に見受けられる。また、公平性を重んじる輪番制の趣旨からも逸脱した状態であろうと史料される。

これらの氏政の措置を合理的に解釈するためには、大室の意向をもとに、氏康と南岑の交渉の結果が覆された事態を想定できるだろう。そして輪番制ではなく、師資相承の寺院として本光寺が位置づけ直されたと考えられる。

それでは、一つ目の可能性の妥当性を検証する。この可能性に基づくならば、史料七は大室によってこれまでの交渉結果が覆されたことを示すものとなる。このような想定に対し、史料七が氏康と南岑の交渉結

果を定めた史料五、六とともに「本光寺文書」に含まれるという点に着目したい。前掲三点の文書は、天正二年（一五七四）にまとめられた本光寺の文書目録⁽³¹⁾に記載される。その目録の中で史料五、六は「住持職定御印判二通」にあたり、史料七は「初首座住持職二相定御印判」にあたりと考えられる⁽³²⁾。そのためこれらの文書は、本光寺が存続していた時点において、同じ文書群に含まれていたとみられる。

さらに文書の書式の面においても、三点の文書の関係をうかがうことができる。史料七は当主個人の判物ではなく、北条家朱印状として作成されている。北条家朱印状によってなされる安堵は、新たに何かを与えらるものではなく、既得権益を保障するものとされる⁽³³⁾。

したがって、前掲三点の文書は直接つながる関係にあり、また史料七は先行する二点の文書を根拠として発給されたものと推測しうる。

以上の考察から、史料七によって氏康と南岑の交渉結果が覆されたとは想定できない。それゆえ史料七における徒弟衆は、関東龍泉派全体として理解するのは困難であろう。

次に、二つ目の可能性に基づいて、本光寺住持職任命にまつわる状況の復元を試みる。すなわち大室の法系の僧侶が住持職を交替で務め、本光寺を維持していくという事態が想定される。そのため氏政が、大室の遺言によってその弟子を住持に任命すること、弟子たちによる本光寺経営を命じることに不自然な点はない。

さらに、本光寺住持職において、大室の徒弟衆による輪番制を裏付ける傍証が存在する。その史料を次に掲げる。

〈史料八〉本光寺宗知書状写⁽³⁴⁾

土肥之郷天寿院之事、何と成共貴老能様二御策謀可有候、此旨

可被仰越候、恐々謹言、

十二月五日 宗知 (花押)

(懸紙ウハ書) 自本光寺

南条因幡守殿 宗知

御宿所

本史料は、「本光寺」の「宗知」が南条昌治に対し、土肥郷天寿院(静岡県熱海市)について便宜を図ってもらおうよう依頼した書状の写である。文書の宛所が南条昌治であることから、「本光寺」は本稿で検討している寺院とみて良いであろう。そして、「宗知」は関東龍泉派の中で該当人物を探すと、大室の孫弟子の聖伝宗知にいきあたる。聖伝は、明叟宗普の弟子で、早雲寺十三世住持となる人物である。彼は史料七で本光寺の住持に任命された大岫宗初の弟子ではない。

もし、大室の意向によって本光寺が師資相承の寺院となっていたのであれば、住持職は大岫直系の弟子に継承されたであろう。しかし、明叟の弟子である聖伝が本光寺住持となったと考えられることから、本光寺は大室の徒弟衆による輪番制が取られたと考えてよいだろう。

以上、本光寺を継承する徒弟衆の理解に関して、二つの可能性を検討した。その結果、本光寺の住持職を継承する徒弟衆は、大室の弟子たちとして理解するのがふさわしいと考える。それゆえ史料六において徒弟衆の輪番制を求めた「尊意」は、大室の意向と解釈できるだろう。

それでは改めて、本光寺二代住持の選定過程を確認しよう。まず、関東龍泉派による本光寺の住持職継承は自明なものではなかったようであ

る。そこで、南岑が氏康と交渉し、関東龍泉派による本光寺の住持職継承が認められたと考えられる。次に、交渉の結果を受け大室は、自らの徒弟衆が輪番で住持に就任することを要望したものと思われる。輪番制導入を求めた理由は、その趣旨に基づくならば、弟子の間でトラブルを避けるためと考えられる。

おわりに

以上、北条氏と本光寺の関係について、「本光寺文書」を中心に検討した。

第一に、北条氏による本光寺への保護について、その処遇を通して確認した。本光寺は北条氏から寺領を寄進され、不入の特権と役徴収の免除を認められていた。その所領規模は北条氏によって維持されていたことが推測されるなど、保護を受けていた様子が見受けられた。

第二に、保護の前提となる、北条氏と本光寺の宗教的つながりを考察するため、開基である北条為昌の菩提供養と抹茶の贈答の事例を確認した。本光寺では、為昌のために施餓鬼会と年忌法要を行っていた。その供養の費用調達を支援したのは、為昌の菩提者の立場にあった北条氏規であった。また、本光寺から出陣中の氏直へ抹茶の贈答が行われていた。出陣中の武士に対し、巻数と共に抹茶が送られる事例があることから、抹茶の贈答も宗教的なつながりの一つとして位置付けることができると推測した。

最後に、北条氏による本光寺への権力的な関与について、本光寺における住持職の人事を巡る交渉をとおして考察した。そもそも関東龍泉派による本光寺の住持職継承が自明なものではなかった可能性を指摘した。その状況に対し、早雲寺住持の南岑宗菊が氏康と交渉した結果、関

東龍泉派が本光寺を継承していくことが認められたと考えられる。それを受けて開山である大室宗碩が、自らの徒弟衆に継承させるよう求めたと推測した。さらに、大室の死後、彼の徒弟衆の輪番により、本光寺が継承されたと考えられる。

以上が本稿における検討結果となるが、最後に北条氏と関東龍泉派との関係について、見通しを述べておきたい。

早雲寺に伝来した文書群には史料二をはじめ、北条氏政が早雲寺塔頭の住持を任命する文書、早雲寺の住持職を輪番制に定めたことを通知する文書や北条氏が制定した掟の遵守を命じた文書が含まれる。これらの史料は、北条氏による関東龍泉派に対する権力的な関与と見受けられる。

北条氏と早雲寺を含めた関東龍泉派の関係の検討については、他日を期したい。

註

- (1) 長谷川幸一「北条氏の宗教政策と氏康期の特徴」(黒田基樹編『北条氏康とその時代』戎光祥出版、二〇二二)。なお、本光寺の所在地は、「早雲寺記録」(『早雲寺文書』神奈川県立歴史博物館『早雲寺 戦国大名北条氏の遺産と系譜』小笠子社、二〇二二)によれば、小田原城下の欄干橋町(現小田原市本町)であったとされる。
- (2) 岩崎宗純「後北条氏と宗教―関東龍泉派の成立とその展開―」(佐脇栄智編『後北条氏の研究』吉川弘文館、一九八三、初出一九七三)、同「小田原北条氏と宗教」(『小田原市史』通史編原始古代中世、一九九八)。
- (3) 前掲註1長谷川論文。
- (4) 長谷川幸一「宗教勢力への政策と統制」(黒田基樹編『今川義元とその時代』戎光祥出版、二〇一九)。なお、今川氏の宗教政策について、『静岡県史』通史編

2中世(静岡県、一九九七)をあわせて参照した。

- (5) 「本光寺文書」は当館が所蔵する本光寺伝来文書である。伝来や内容、釈文については、当館展示図録『戦国大名北条氏とその文書―文書が教えてくれるさまざまなこと―』(以下『当館図録』二〇〇八)、鳥居和郎「後北条氏文書に見られる二つ折の懸紙について」(『神奈川県立博物館研究報告―人文科学』二八、二〇〇二)、吉川邦子「本光寺関係文書について」(『かながわ文化財』九三、一九九七)参照。
- (6) 佐脇栄智校注『小田原衆所領役帳』(東京堂出版、一九九八)。
- (7) 「本光寺文書」(戦国遺文 後北条氏編 二九二号)、本史料群の原本を底本にした刊行史料集は、当館図録となる。一般の利用に鑑み、早雲寺に残される写本の「本光寺文章」を底本とする『戦国遺文 後北条氏編』(以下『戦北』)の史料番号を参考のため掲出する。「本光寺文章」については、岩崎宗純「後北条史料」本光寺文章」写本について」(『郷土研究』六、一九七〇)参照。なお、原本の所在が確認されて以降、『戦北』は原本を底本としていることを申し添える。
- (8) 天文十七年十二月廿三日付北条氏康判物(『本光寺文書』『戦北』三四七号)。
- (9) 天文廿年七月二日付北条氏康判物(『本光寺文書』『戦北』三九三号)、永禄五年九月六日付北条家朱印状(同『戦北』七八七号)。
- (10) 天文四年十一月十一日付北条氏綱寺領寄進状(『早雲寺文書』『小田原市史』史料編中世Ⅱ 九四号)。
- (11) 「早雲寺文書」(『小田原市史』史料編中世Ⅲ 一一一三三号)。
- (12) 前掲註6。
- (13) 『北条家過去帳 北条家系図』(平塚市博物館市史編さん係、一九八五)。
- (14) 黒田基樹「北条氏規の三浦郡支配の成立」(同『戦国大名北条氏の領国支配』岩田書院、一九九五、初出一九八八)。
- (15) 湯山学「本光院殿衆知行方」考―北条為昌の家臣団構成とその所領―(黒田基樹編『三浦氏・後北条氏の研究』湯山学中世史論集二、岩田書院、二〇〇九、初出一九八〇)。
- (16) 「本光寺文書」(『戦北』一〇四八号)。

- (17) 御印判目録〔本光寺文書〕『戦北』一七三四号) において「年忌銭施餓鬼銭御印判、但從五郎殿」と記される文書が存在する。この文書は、『小田原市史』(史料編中世Ⅰ 六四四号) において北条氏規の仮名が助五郎であることから、史料三に比定される。
- (18) 癸酉(天正元年) 極月十八日付北条氏規朱印状〔本光寺文書〕『戦北』一六七八号、(天正元年) 十二月十一日付南条昌治披露状〔戦北』四一九六号)。
- (19) 「本光寺文書」〔戦北』二八五三号)。
- (20) (天正十年カ) 正月廿三日付北条氏政書状〔本光寺文書〕『戦北』三八四四)。
- (21) (永祿九年) 三月廿日付長尾景長書状〔鑿阿寺文書〕『神奈川県史』資料編中世七四七五号)。
- (22) (天正十二年カ) 三月八日付成田氏長書状〔神奈川県立歴史博物館所蔵文書〕『戦北』二六四七号)。
- (23) 小島道裕、マルクス・リュッターマン「出陣次第」戦国時代の戦陣故実〔国立歴史民俗博物館研究報告』一六三、二〇一)。
- (24) 「本光寺文書」〔戦北』五九二号)。
- (25) 「本光寺文書」〔戦北』五九四号)。
- (26) 「本光寺文書」〔戦北』六二二号)。
- (27) 大室宗碩定書写〔本光寺文章〕『小田原市史』史料編原始古代中世Ⅰ 六一七号)。
- (28) 原田正俊「中世禅林の法と組織―禅宗寺院法の基礎的考察―」(佛教学会総合研究所紀要別冊『宗教と政治』一九九八)。
- (29) 竹貫元勝『紫野大徳寺の歴史と文化』(淡交社、二〇一〇)。
- (30) 玉村竹二・井上禅定『円覚寺史』(大本山円覚寺、春秋社、一九六四)。
- (31) 前掲註17史料。
- (32) 前掲註17史料、『小田原市史』(史料編中世Ⅰ 六四四号) における比定による。
- (33) 山室恭子『中世に生まれた近世』(吉川弘文館、一九九二)。
- (34) 本光寺宗知書状写〔相州文書〕『戦北』四五七五号)。

